

事業計画（宮城県塩竈市）

1. 海岸対策

① 海岸の状況

市内の地区海岸数	53地区海岸
被災した地区海岸数	18地区海岸
応急対策を実施した地区海岸数	5地区海岸
本復旧を実施する地区海岸数	18地区海岸

② 堤防高

9月9日に堤防高を公表※。

松島湾 : T.P. 4.3m（対象津波：チリ地震）

※ 公表した堤防高を基本に、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して決定する。

③ 復旧の予定

復旧する施設の概要計画については、12月までに策定することを目指す。

これに基づく本復旧の工事着工については、復興計画や他の事業との調整等を進めながら今後決定する。

本復旧の工事完了については、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないように、計画的に復旧を進め概ね5年での完了を目指す。

④ 成果目標 平成23年度

・全ての被災した地区海岸において、12月までに復旧する施設の概要計画策定※を目指す。

・4地区海岸において、本復旧の工事着工※²を目指す。

※ 概要計画策定とは、災害査定のための概略設計の完了をもっていう。

⑤ その他

・地区海岸毎の計画等については別添一覧表に記載。

海岸保全施設の復旧にかかる事業計画(塩竈市)

地区海岸名	堤防護岸 延長 (m)	主な施設	施設の高さ (T.P)		応急 対策	復旧の予定				H23予算での 実施内容
			被災前 現況高 (m)	被災後 復旧高 (m)		概要計画 策定	詳細計画 策定	工事 着工	工事 完了	
本屋敷	359	堤防	3.50	4.30	実施中	H23.10	H23第4 四半期	H23第4 四半期	H24 以降	・応急復旧・用地買収 ・概略設計・本工事 ・詳細設計
貝の浜	415	堤防	3.50	4.30	実施中	H23.10	H23第4 四半期	H23第4 四半期	H24 以降	・応急復旧・用地買収 ・概略設計・本工事 ・詳細設計
鰐ヶ渚A	81	堤防	3.50	4.30	—	H23.10	H23第4 四半期	H24	H24 以降	・概略設計 ・詳細設計
東三百浦2	91	堤防	3.10	4.30	—	H23.10	H23第4 四半期	H24	H24 以降	・概略設計 ・詳細設計
彦和田2	217	堤防	3.10	4.30	—	H23.10	H23第4 四半期	H24	H24 以降	・概略設計 ・詳細設計
野野島 漁港	343	護岸	2.89	4.30	—	H23.11	H24.1	H24.3	H28.3	・概略設計
寒風沢 漁港	653	防潮堤、護岸	3.09	4.30	—	H23.11	H24.1	H24.3	H28.3	・概略設計
野々島	1,155	堤防、護岸	3.10	4.30	—	H23.12	H24.2	調整中	調整中	・調整中
毛無崎	40	護岸	3.10	4.30	—	H23.11	H24.2	調整中	調整中	・調整中
朴島	770	堤防、護岸	3.10	4.30	—	H23.12	H24.2	調整中	調整中	・調整中
仙台塩釜港 海岸通・港町	880	堤防、護岸、胸壁、その他(陸間)	2.69	4.30	完了	H23.11	H23.12	H24.3 以降	H25.3	・応急復旧 ・詳細設計 ・進捗状況によっては本工事
仙台塩釜港 中の島・貞山 通	3,929	護岸、胸壁、その他(樋門)	2.69	4.30	完了	H23.11	H23.12	H24.3 以降	H25.3	・応急復旧 ・詳細設計 ・進捗状況によっては本工事
仙台塩釜港 桂島(前浜)	486	護岸、突堤、離岸堤	3.89	4.30	完了	H23.11	H23.12	H24d第1 四半期 以降	H28.3	・応急復旧 ・詳細設計
仙台塩釜港 桂島(金ヶ 浜)	0	離岸堤	2.39	4.30	—	H23.11	H23.12	H24d第1 四半期 以降	H28.3	・詳細設計
仙台塩釜港 桂島(石浜)	297	護岸、離岸堤	2.59	4.30	—	H23.11	H23.12	H24d第1 四半期 以降	H28.3	・詳細設計
仙台塩釜港 桂島(梅浜)	286	護岸、堤防	1.76	4.30	—	H23.11	H23.12	H24d第1 四半期 以降	H28.3	・詳細設計
仙台塩釜港 野々島 (毛無崎)	53	護岸、その他(陸間)	3.09	4.30	—	H23.11	H23.12	H24d第1 四半期 以降	H28.3	・詳細設計
仙台塩釜港 寒風沢 (前浜)	0	離岸堤	2.59	4.30	—	H23.11	H23.12	H24d第1 四半期 以降	H28.3	・詳細設計

※被災後復旧高は、災害復旧事業等により復旧を予定している高さである。
 ※被災後復旧高は、県が公表した計画高と異なる場合がある。

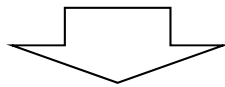
※概要計画策定とは、災害査定のための概略設計の完了をもっていう。
 ※詳細計画策定とは、工事着工のための詳細設計の完了をもっていう。
 ※工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。

宮城県沿岸の地域海岸分割図

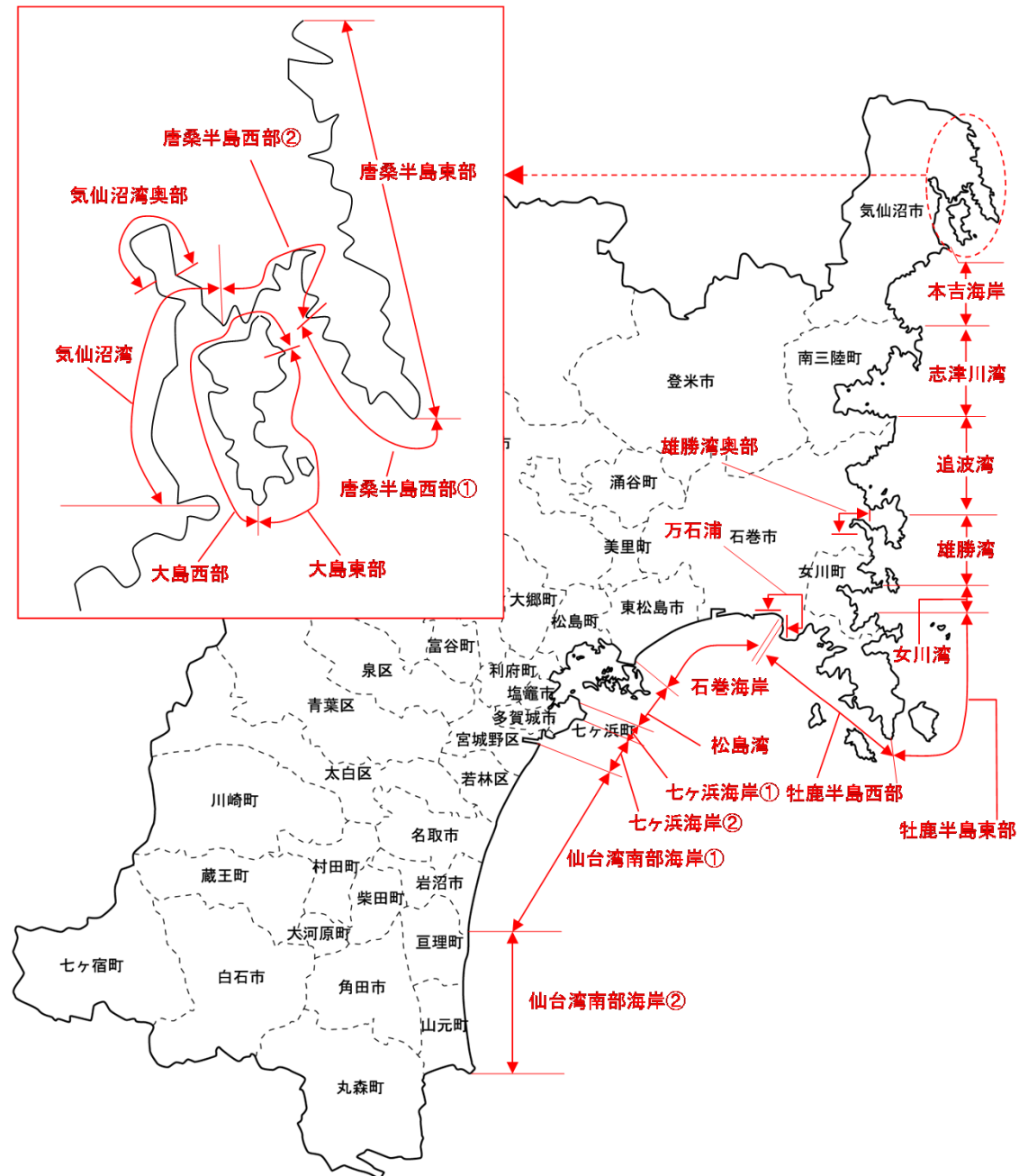
《宮城県における地域海岸の考え方》

以下の点を考慮し、同一の津波外力を設定しうると判断される一連の区間を地域海岸として設定

- 1) 湾毎の区分を基本とし、半島や離島の遮蔽効果も考慮して区分
- 2) 湾奥部における増幅等が顕著な場合は、外湾と内湾を区分。
- 3) 砂浜海岸は、大河川の土砂供給や沿岸漂砂の特性により区分。



宮城県沿岸を22の地域海岸に分割



2. 農地・農業用施設

① 被災状況

津波により約 30ha の農地及び農業用施設に甚大な被害

② 農地等の復旧

概ね 3 年以内の復旧を目指す。

○平成 24 年度からの営農再開を目指す農地 約 20ha

○平成 25 年度以降、順次、営農再開を目指す農地 約 10ha

〔 現時点における農地復旧の見通しを示したものであり、今後の地元調整等により、面積は変わり得るもの。 〕

3. 海岸防災林の再生

- ① 海岸防災林の林帯 0.4 h a が被災。
- ② 今年度中に、塩釜市復興計画策定等の議論を踏まえ、今後の再生方針を決定する予定。
(保全対象：農地、人家（浦戸地区）)

4. 学校施設等

①幼稚園・小中高等学校等

(i) 公立学校

＜塩竈市立学校＞

小中学校施設10校は全て比較的軽微な被害状況なので、平成23年11月中に事業計画書を提出し、平成23年度内の復旧完了を目指す。

＜県立学校＞

塩竈市に所在する県立学校うち、東日本大震災により被災し、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請予定の1校については、比較的軽微な被害に留まるので、平成23年度内の事業着手、復旧完了を目標とする。

(ii) 私立学校

東日本大震災により被災した私立学校のうち、私立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請予定の1校については、比較的軽微な被害にとどまるため、平成23年度内の事業着手、平成24年度内の復旧完了を目標とする。

②公立社会教育施設（公立社会体育施設と公立文化施設を含む）

＜塩竈市立社会教育施設＞

塩竈市民図書館、塩竈市公民館、塩竈市民交流センター、ふれあいエスプ塩竈の4施設については被害が比較的軽微であるので平成23年度内に事業計画書提出、事業着手をし平成24年度に復旧完了を目指す。

塩竈市市民交流センターについては、比較的軽微な被害状況だったため、事前着工届を提出し、早期の復旧に努めたため、平成23年度内の復旧完了を目指す。

＜塩竈市立社会体育施設＞

塩竈市体育館、塩竈市温水プール、二又スポーツ広場、月見ヶ丘スポーツ広場、清水沢公園グラウンドの5施設については被害が比較的軽微であるので平成23年度内に事業計画書提出、事業着手し平成24年度に復旧完了を目指す。

5. 土砂災害対策

- ①本年 8 月末までに、市内約 90 箇所 of 土砂災害危険箇所の点検を実施し、約 5 箇所で斜面の変状等を確認。降雨等により二次的な被害の恐れがある箇所等、必要に応じ土のう積みや観測等の応急対策を実施。（降雨の状況等を考慮し、随時再調査等を実施。）
- ②最大震度 6 強を観測した塩竈市では、地震により地盤が脆弱になっている可能性が高く、降雨による土砂災害の危険性が通常よりも高いと考えられるため、県と気象台が連携し、本年 3 月より土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用している。今後の降雨と土砂災害発生状況を考慮し、発表基準の適切な見直しを実施。

6. 災害廃棄物の処理

- ① 東日本大震災においては、地震による大規模な津波及び地震による建物の倒壊等により膨大な量（251 千トン）の災害廃棄物が発生。
- ② 現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物については、平成 23 年 8 月までを目途に仮置場へ概ね搬入した。港湾岸壁及び沿岸部の魚市場等も津波により海へ流出したことで、浅海養殖場等に災害廃棄物等が流入し、海中の災害廃棄物が膨大になっている。離島でも本島側の沿岸部の 2 割が浸水しており、農地等にも流入した災害廃棄物撤去も未着手状態である。またこの地域は入組んだ湾状の地形であり、効率的な作業が難しいため、災害廃棄物の仮置場への移動を平成 25 年 3 月までを目途に完了させる。なお、11 月 8 日現在、全ての災害廃棄物の 94%の仮置場への移動を完了している。
- ③ 損壊家屋等の解体により生じる災害廃棄物の仮置場への移動についても、平成 24 年 3 月までを目途に完了させる。
- ④ また、中間処理・最終処分については、腐敗性等がある廃棄物を速やかに処分しつつ、平成 26 年 3 月までを目途として処分を行う。なお、木くず、コンクリートくずほか再生利用を予定しているものについては、劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定する。

工程表(宮城県塩竈市)

	H23				H24				H25				H26以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
1. 海岸対策			● 計画堤防高さの公表 (9/9宮城県公表)										
	応急対策 施工準備 (堤防設計等) 本復旧(逐次完了し、全ての区間について概ね5年での完了を目指す。)												
下水道対策													
	※宮城県流域下水道(仙塩浄化センター)に記載												
2. 農地・農業用施設													
ヘドロ等が薄く又は部分的に堆積している農地等	がれきの撤去 土砂撤去、除塩、 用排水施設の 機能確保等 営農再開 (他事業等との調整が完了した箇所から順次着手)												
上記以外の農地	がれきの撤去 土砂撤去、除塩、畦畔の復旧 復旧方針の意向把握を進めつつ、順次営農再開												
(注)本工程は、被災した農地を原形復旧する場合の工程を検討し、営農再開を目指す時期を示したもの。													
3. 海岸防災林の再生													
海岸防災林	今年中に再生方針を決定 海岸防災林の再生に向けた事業を実施												

		H23				H24				H25				H26以降
		4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
4. 学校施設等														
幼稚園・小 中高等学 校等	<市立学校>													
	比較的軽微な被害に留まる学校の復旧	施設の本格復旧												
	<県立学校>													
	比較的軽微な被害に留まる学校の復旧	校舎等の本格復旧												
	<私立学校>													
	比較的軽微な被害に留まる学校の復旧	校舎等の本格復旧												
公立社会教育施設(公立社会体育施設・公立文化施設を含む)	<市立社会教育施設>													
	比較的軽微な被害に留まる社会教育施設の復旧	施設の本格復旧(塩竈市立社会教育)				施設の本格復旧(塩竈市立社会教育施設4施設) (塩竈市立社会体育施設5施設)								
5. 土砂災害対策														
		土砂災害危険箇所の点検等												
		(※)土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用												
6. 災害廃棄物の処理														